

児童手当の現況届をお忘れなく

児童手当を受給している方は、6月中に「現況届」を提出してください。受給している方には6月上旬に案内を送付しますので、下記の受付日程を参照の上、同月中に手続きをしてください。手続きをしないと、受給資格のある方でも6月分以降の手当が受けられなくなります。

【受付日程】

期 日	時 間	場 所
6月16日(月)	午前9時30分～正午、午後1時～4時	ウエルフェア土岐3階・大会議室
17日(火)	午前9時30分～正午、午後1時～4時30分	文化プラザ・ルナホール
18日(水)・19日(木)	午前9時30分～正午、午後1時～4時30分、午後5時～7時	
20日(金)	午前9時30分～正午、午後1時～4時30分	

※上記の日程で手続きができない方は、6月30日(月)までに子育て支援課で手続きをしてください。

》児童手当の認定請求について

児童手当を受給するためには、認定請求の手続きが必要です。出生・転入の際に手続きをしていないため手当を受給していない方は、子育て支援課または支所で手続きをしてください。

手当の支給は申請した翌月分からです。ただし、支給事由(出生や転入など)が発生した月と申請した月が異なる場合は、支給事由の発生した日の翌日から15日以内に手続きをすると、申請した月分から受給できます。

問 子育て支援課 (内線154・155)

福祉医療費助成制度

福祉医療費助成制度は、保健の向上と福祉の増進を図るため、医療費の自己負担分(1～3割)の全額または一部を助成するものです。ただし、保険診療分以外のもの(入院の際の食事代、部屋代、診断書などの文書料)は助成の対象外です。県内の医療機関を受診するときは、保険証と受給者証を窓口で提示してください。県外の医療機関では受給者証が使用できないため、後日かかった医療費を返還する手続きを行ってください。

助成を受けるには、あらかじめ申請が必要です。下記に該当する方は、福祉課または子育て支援課で手続きをしてください。

■自己負担分が全額助成される方

重度心身障害者福祉医療…いずれかの手帳をお持ちの方

▷身体障害者手帳1級、2級、3級

▷療育手帳A1、A2、B1

▷精神障害者保健福祉手帳1級、2級(所得制限あり)

▷戦傷病者手帳と身体障害者手帳4級の両方

乳幼児等福祉医療…中学校3年生までのお子さん

母子家庭等福祉医療…母子家庭のお母さんとお子さん(※) または両親のいない家庭のお子さん(※)

父子家庭福祉医療…父子家庭のお父さんとお子さん(※)

※お子さんの年齢が18歳に到達した後の3月31日まで



■自己負担分の1/2が助成される方

自立支援医療(精神通院)支給認定者(適用を受けてから受診した分の医療費が対象)

問 ▷重度心身障害者福祉医療・自立支援医療…福祉課(内線167)

▷乳幼児等・母子家庭等・父子家庭福祉医療…子育て支援課(内線154・155)